

## 目黒区私立保育所法外援護実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき、目黒区内に設置された私立保育所（以下「保育所」という。）に対し、同法に基づく保育所における保育の実施に係る経費及び目黒区保育所運営費等補助要綱（平成19年3月9日付け目健育第1115号）に基づく補助対象経費に加算する経費を助成することにより、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (援護対象経費)

第2条 区長は、保育所の設置者（以下「設置者」という。）に対し、次に掲げる経費（以下「援護費」という。）について、予算の範囲内で支給する。

- 一 児童処遇加算費
- 二 職員処遇費
- 三 延長保育事業
- 四 産休明け保育
- 五 施設運営加算費
- 六 衛生管理費
- 七 歯科検診費
- 八 障害児保育加算費

### (扶助費算定基準等)

第3条 前条各号に定める援護費の算定基準及び支給時期は、別表のとおりとする。

### (援護費の請求)

第4条 援護費の支給を受けようとする設置者は、別記第1号様式による請求書により区長に請求しなければならない。

### (援護費の使用制限)

第5条 設置者は、この要綱に定める目的以外に援護費を使用してはならない。

### (状況報告)

第6条 区長は、援護費を支給した設置者に対し、必要があると認めたときは、援護費の執行状況について報告を求められることができる。

- 2 区長は、前項の規定により、当該報告を求めたときは、必要に応じて適切な処理を指示しなければならない。

### (実績報告)

第7条 援護費の支給を受けた設置者は、前年度の実績について別記第2号様式による実績報告書及び別記第3号様式による実績内訳書により区長に報告しなけれ

ばならない。

なお、保育所が廃止となった場合は、当該年度における当該保育所が廃止となった日までの実績を報告しなければならない。この場合において前年度の実績を報告していないときは、前年度の実績をこれに併せて報告しなければならない。

(援護費支給の取消し及び返還)

第8条 区長は、設置者が偽りその他不正の手段により援護費の支給を受けたとき又は第5条の規定に違反して援護費を使用したときには、その全部又は一部について支給を取り消すことができる。

2 前項の場合において、当該取消しに係る援護費が既に支給されているときは期限を定めて返還を命ずることができる。

(費用徴収の禁止)

第9条 援護費の支給を受けた設置者は、この要綱で定める援護対象経費に関し、保育の実施を受ける児童の保護者から費用を徴収してはならない。ただし、延長保育利用料を保護者から徴収する場合は、この限りでない。

付則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

## 法外援護対象経費算定基準

番号	援護対象経費	経費の説明	単価（円）	算定基準	支給 月
1	児童処遇加算費	零・1・2・3歳以上児保育の充実を図る経費	月額	単価×児童数	毎月
2	職員処遇費	職員の処遇向上及び職員の研修の充実を図る経費	年額	単価×職員数（4月常勤職員数）	6月
3	延長保育事業	1 1時間延長保育事業の実施に要する人件費	月額	単価	毎月
		2 2時間延長保育事業の実施に要する人件費	月額	単価	毎月
4	産休明け保育	産休明け保育の実施に要する経費	月額	単価	毎月
5	施設運営加算費	郊外保育実施時の入園料、バス借り上げ等の経費及び運動会実施時の児童処遇費及び保育所の運営、施設整備等の充実を図る経費	月額	単価	毎月
6	衛生管理費	嘱託医助成費（嘱託医報酬の補助） 零歳児保育実施園 上記以外の保育園	月額 月額	単価 27,665-嘱託医手当加算 22,565	毎月
		検食保存経費（検食分材料購入に要する経費）	日額	344 (零歳児保育実施園) 単価×4食分×給食日数 (零歳児保育未実施園) 単価×2食分×給食日数	毎月
7	歯科検診費	児童の歯科検診の充実を図る経費 (障害児保育加算費)	区が歯科医師会と契約して執行する。		
8	障害児保育加算費	次のいずれかに該当する児童の処遇向上のため、障害児担当保育士等の加配を要する経費 (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。） (2) 上記（1）以外の児童で、区長が次のいずれかに相当すると認められる程度の障害を有する児童かつ障害児担当保育士等の加配が必要と認められる児童。ただし、日常の保育において、健常児と同一の保育	月額 資格有 資格無	単価×児童数 213,120 201,120	毎月

		<p>が可能な児童を除く。</p> <p>ア. 身体障害については、おおむね身体障害者福祉法施行規則（昭和25年法律第15号）別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度。ただし、聴覚障害については6級又は4級程度</p> <p>イ. 知能、社会性、運動機能の発達の遅れについては、おおむね東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度</p> <p>ウ. その他区長が必要と認めるもの</p>		
--	--	---	--	--

注1 児童数は、各月初日の在籍児童数とする。

- 2 児童の年齢は、4月に保育の実施をされる時点のものとし、年度末までは、その年齢とする。
- 3 番号2の職員処遇費の算定基準となる職員とは、その保育所の業務に専従する常勤職員（目黒区保育所運営費等補助要綱に定める常勤職員をいう。）とする。
- 4 番号6の衛生管理費のうち検食保存経費については、消費税分を加算する。
- 5 番号7の歯科検診費については、公立と併せて区が委託し執行する。
- 6 番号8の障害児担当保育士等の加配については、区長がその要否を判断する。その障害児担当保育士等は、常勤か非常勤かを問わず、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務のある者とする。そのうち、保育士資格を有する者を配置した場合の補助単価を月額213,120円、保育士資格を有しない者を配置した場合の補助単価を月額201,120円とする。また、区長は障害児担当保育士等の雇用を示す資料の提出を求めることができる。
- 7 番号3の延長保育事業については、週平均1時間以上又は、2時間以上延長保育事業を実施する場合に加算する。またその場合、土曜日の延長時間は計算に含めないものとする。
- 8 番号6の衛生管理費の単価のうち、嘱託医手当加算とは、目黒区運営費等補助要綱における嘱託医手当加算のことをいう。

別記

第1号様式（第4条関係）

# 請 求 書

金 額

(消費税非課税)

ただし、目黒区私立保育所法外援護実施要綱に基づき、  
年度 月分保育費用として上記の金額を請求します。

年 月 日

目黒区長あて

(請求者)

保育所名

法人所在地

法人名

代表者  
肩書・氏名

初日在籍児童数

計

請求内訳

番号	項 目	算 出	金 額 (円)
1	児童処遇加算費	× 名	0
2	職員処遇費	× 名	0
3	延長保育事業 1 時間延長保育事業の実施に要する人件費 2 時間延長保育事業の実施に要する人件費	× 名	0
		× 名	0
4	産休明け保育	× 所	0
5	施設運営加算費	× 所	0
6	衛生管理費	(嘱託医助成費) 円	0
		(検食保存費)	0
		円 × 食 × 日 消費税分 円	0
7	障害児保育加算費	単価 × 名	0
8	差額精算		
9			
10			
合 計			0

注 1

注 2

請求金額は、下記口座にお振り込みください。

振込先金融機関		支店
預金種目	口座番号	
(フリガナ)		
(口座名義)		

## 年度 実績報告書

年 月 日

目黒区長 へ

所在地

法人・保育所名

代表者肩書・氏名

私立保育所に対する法外援護実施要綱の規定に基づき、区援護に係る事業の実績について別紙のとおり報告します。

実績内訳書

保育所名 [ ]

番号	項目	金額 (円)	実績			
1	児童処遇加算費  収入額計 (           円)		[ 零歳児保育 ] (主な用途)			
			[ 1歳児保育 ] (主な用途)			
			[ 2歳児保育 ] (主な用途)			
			[ 3歳以上児保育 ] (主な用途)			
			[ 給食 ] (主な用途)			
			[ 健康管理 ] (主な用途)			
2	職員処遇費  収入額計 (           円)		[ 職員処遇 ] (主な用途)			
			[ 職員研修 ] (主な用途)			
			実施年月日	受講者数	研 修 内 容	
3	延長保育事業 収入額計 (           円)		[ 雇用した職員 ] ・ 職員名 ・ 雇用期間			
4	産休明け保育 収入額計 (           円)		[ 産休明け保育 ] (主な用途)			
5	施設運営加算費  収入額計 (           円)		[ 郊外保育 ]			
			実施年月日	実施場所	参加児童数	内容
			[ 運動会 ]			
			[ 施設運営費 ] (主な用途)			
6	衛生管理費  収入額計 (           円)		[ 嘱託医助成費 ] (主な用途) 例 : @47,000 * 12 = 564,000			
			[ 検食保存経費 ] (主な用途)			
7	障害児保育加算費		[ 障害児保育加算 ] (主な用途)			